

福島再生加速化交付金交付要綱（内閣府）

府政防第219号
平成26年2月28日
内閣総理大臣決定

改正 府政防第1045号
平成26年9月12日

改正 府政原防第143号
平成27年4月15日

最終改正 府政原防第311号
令和3年4月1日

（通則）

第1条 福島再生加速化交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）第3の1に規定する福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）のうち内閣府所管事業に係るもの（福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱（以下「実施要綱」という。）第11の1に規定する基金に交付するものを除く）（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内で交付するものとし、制度要綱、実施要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第2条 交付金は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したことにより復興・再生に遅れが生じている地域の復興・再生並びに避難住民の早期帰還及び新たな住民の移住等を促進するため、福島県、市町村又は地方公共団体の組合（実施要項第4の2に定める帰還・移住等環境整備事業計画の作成の対象となるものに限る。以下同じ。）に交付金を交付し、実施要綱第3に規定する事業計画（以下「帰還・移住等環境整備事業計画」という。）に基づく交付対象事業（以下「帰還・移住等環境整備事業等」という。）を実施することを目的とする。

(対象地域)

第3条 実施要綱別表第2に基づき、別紙に掲げる基幹事業のうち個人線量管理・線量低減活動支援事業及び相談員育成・配置事業については、当該12市町村に加え、福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、新地町の全域を対象とする。

(交付先)

第4条 交付金は、福島県、市町村又は地方公共団体の組合に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付対象事業)

第5条 交付対象事業は、実施要綱第5の1に規定する基幹事業のうち、別紙に掲げる事業及び実施要綱第5の2に規定する効果促進事業とする。

(交付額)

第6条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第7により福島県、市町村又は地方公共団体の組合に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付する。

2 交付対象事業に対する年度ごとの交付金の交付額（以下「年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出された交付額とする。

$$\text{交付額} = (A + B)$$

A：別紙に掲げる基幹事業における事業ごとの交付対象事業費(a)に、基本国費率(b)を乗じて得られる額(a×b)の総和

B：帰還・移住等環境整備事業計画様式1-4に記載した効果促進事業ごとの交付対象事業費の総和に0.8を乗じた額

3 交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況に遅れが生じた場合には、前項の規定により算出される額にかかわらず、交付を受けた交付金の額全てについて、当該事業に要する経費として充てることができるものとし、次年度以降の年度交付額の算定において調整するものとする。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

4 前項の規定による交付額の調整は、交付された金額から事業費の実績額に基づいて第2項の規定により算出される年度交付額を控除した額を次年度以降の年度交付額から控除することにより行う。

(事前着手)

第7条 第8条による交付の申請及び第9条による交付の決定前に、実施要綱第11の4による交付申請及び交付決定前の帰還・移住等環境整備事業等の実施の承認を通知する様式は、別記様式1によるものとする。

(交付申請)

第8条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付の申請については、交付を受けようとする福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、別に通知する日までに、大臣に対し、交付申請書(別記様式2)に必要な書類を添付して提出するものとする。

- 2 前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税額等控除仕入税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第9条 大臣は、前条により交付の申請があった場合において、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき、福島県、市町村又は地方公共団体の組合に交付金の交付の決定を行うものとする。

- 2 大臣は、前項の規定により交付金の交付の決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を福島県、市町村又は地方公共団体の組合に通知(別記様式3)するものとする。

(交付決定の内容の変更)

第10条 福島県、市町村又は地方公共団体の組合が交付決定の内容を変更しようとする場合には、大臣に内容変更承認申請書(別記様式4)を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定額に変更をきたすことがない場合は、この限りではない。

- 2 大臣は、前項の承認をしたときは、適正化法第10条第4項の規定に基づき、速やかにその変更の内容を福島県、市町村又は地方公共団体の組合に通知(別記様式5)するものとする。

(申請の取下げ)

第 11 条 適正化法第 9 条第 1 項に規定する申請の取下げについて、福島県、市町村又は地方公共団体の組合は交付の決定の内容又はこれに附された条件に対し、不服があることにより、申請を取り下げようとするときは、交付金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、大臣に申請取下書（別記様式 6）を提出しなければならない。

(交付対象事業の廃止)

第 12 条 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、交付決定を受けた事業の全てを廃止する場合には、大臣に事業廃止承認申請書（別記様式 7）を提出し、その承認を受けなければならない。

(交付対象事業の遅延の届出)

第 13 条 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、交付決定を受けた事業が帰還・移住等環境整備事業計画に記載する事業期間内に完了することができないと見込まれる場合には、大臣に事業遅延報告書（別記様式 8）を提出しなければならない。

(状況報告)

第 14 条 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、適正化法第 12 条の規定による遂行の状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出するものとする。

(交付事業の遂行等の命令)

第 15 条 大臣は、交付対象事業が交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って遂行されていないと認めるときは、適正化法第 13 条第 1 項の規定に基づき、福島県、市町村又は地方公共団体の組合に対し、これらに従って当該交付対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 大臣は、福島県、市町村又は地方公共団体の組合が前項の命令に違反したときは、適正化法第 13 条第 2 項の規定に基づき、交付対象事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第 16 条 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は適正化法第 14 条の規定による実績報告については、全ての交付対象事業が完了した日（第 12 条により交付対象事業の全ての廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して 1 ヶ月を経過した日又は全ての交付対象事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、大臣に実績報告書（別記様式 9）を提出して行うものとする。

- 2 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付の決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月10日までに実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(交付金額の確定等)

第17条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、前条による実績報告の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、福島県、市町村又は地方公共団体の組合に交付額確定通知書（別記様式10）を通知するものとする。

- 2 大臣は、福島県、市町村又は地方公共団体の組合に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、福島県、市町村又は地方公共団体の組合にその超える額の返還を命ずることとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第18条 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、前条の規定に基づく交付対象事業等に係る交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、大臣に別記様式11により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付金の支払)

第19条 交付金は、第17条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、真に必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、別記様式12による概算払請求書を大臣に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第20条 大臣は、第16条による報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該福島県、市町村又は地方公共団体の組合に対して命ずることができる。

(交付対象事業の検査等)

- 第 21 条 大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、適正化法第 23 条第 1 項の規定に基づき、福島県、市町村又は地方公共団体の組合に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 適正化法第 23 条第 2 項の立入検査等を行う職員の身分を示す証票は、別記様式 13 によるものとする。

(財産の管理等)

- 第 22 条 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、交付対象事業（交付対象事業の一部を第三者に実施させた場合を含む。）によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、取得財産等について、別記様式 14 による取得財産等管理台帳を備えて管理しなければならない。
- 3 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、当該年度に取得財産等があるときは、第 16 条第 1 項に定める実績報告書に別記様式 15 による取得財産等管理明細書を添付しなければならない。
- 4 大臣は、福島県、市町村又は地方公共団体の組合が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

- 第 23 条 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び重要な器具とする。
- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、大臣が定める期間とする。
- 3 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、別記様式 16 による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第 4 項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金の経理)

第 24 条 福島県、市町村又は地方公共団体の組合は、交付事業について経理を明らかにする帳簿を作成し、当該事業の完了の日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第 25 条 大臣は、交付申請書及び変更交付申請書を受理した日から起算して、原則として 30 日以内に交付の決定を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

基幹事業名	事業	基本国費率
個人線量管理・線量低減活動支援事業	個人線量計等による放射線量計測・健康影響評価事業	定額
	線量管理業務委託事業	定額
	井戸水の水質検査事業	定額
	様々な不安に対するカウンセリング事業	定額
	放射能リスク等に関する対話集会開催事業	定額
	屋内の放射線源の把握及び線量低減実証事業	定額
	※上記以外の事業であって、住民の帰還・移住等促進及び健康不安の解消に資する事業(実施可否は個別に協議する)	定額
相談員育成・配置事業	避難解除区域への帰還・移住等に対する様々な不安の解消に向けた相談員の育成・配置(その活動に必要な人件費、旅費、リース費、賃借料、雇上費、消耗品費、印刷製本費、会場借料などの経費を含む)を行う事業	定額
避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業	避難指示により長期間放置されたままとなっている危険物・化学物質等について、危険物・化学物質等を保有する事業者に対して、現地の確認、危険物・化学物質等の回収、運搬、処理等の作業、現地保管が必要な際の設備の改修等や、作業体制の構築を支援する事業	定額

(別記様式1 交付決定前着手承認通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金交付決定前着手承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金に係る事業について、交付金交付決定前に事前着手することを承認したので通知する。

(別記様式2 交付申請書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金交付申請書

福島再生加速化交付金に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1 事業の目的

2 交付申請額

(単位：千円)

交付申請額

注) 帰還・移住等環境整備事業計画の写しを添付すること。

(別記様式3 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった福島再生加速化交付金については、交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、通知する。

記

1 事業の目的

2 交付決定額

(単位：千円)

交付決定額

3 この交付決定の対象となる事業、その内容については、交付申請書記載のとおりとする。

4 実績報告については、交付要綱第16条によるものとする。

5 交付の条件は、交付要綱によるものとする。

6 この交付決定に対して不服のある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期間は、この交付決定通知書受領日から30日以内とする。

(別記様式6 申請取下書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金申請取下書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の申請を行った福島再生加速化交付金の実施について、その申請を取り下げたく、交付要綱第11条の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

平成 年 月 日

2 申請を取下げの事由

注) 交付申請書の写しを添付すること。

(別記様式8 事業遅延報告書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金事業遅延報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた事業について、年度内に事業の完了ができなくなったので、交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告する。

記

事業名	施設名	事業概要	着手 年 月 日	完了 予定年月日

※事業遅延の事由については、別紙(任意様式)に理由書として作成し添付すること。

(別記様式9 実績報告書)

番 号
年 月 日

内 閣 総 理 大 臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

福島再生加速化交付金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金の交付

対象事業について、
り、下記の

完 了
廃 止

会計年度が終了

したので、交付要綱第16条第1項の規定により

とおりに報告する。

記

1 交付金の実績

(単位:円)

交付決定額	交付金充当額	不用額

注) 交付対象事業が完了又は廃止した場合は様式Ⅰを、会計年度が終了した場合は様式Ⅱを添付すること。

(別記様式 10 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 殿

内閣総理大臣

福島再生加速化交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定された福島再生加速化交付金の交付対象事業に係る交付額について、交付要綱第17条第1項の規定により、金 円に確定したので通知する。

(別記様式11 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

平成 年度福島再生加速化交付金消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

交付要綱第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付金の額(交付要綱第17条第1項による額の確定額)
円
2. 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額
円
4. 交付金返還相当額(3. - 2.)
円

(注)別紙として積算の内訳を添付すること。

(別記様式13 立入検査等職員身分証票)

表 面

← 9cm →

↑

第 号
年 月 日発行

官 職 氏 名
年 月 日生

6.5 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23
cm 条第2項の規定による検査員の証

年 月 日まで有効

内閣総理大臣

↓

備考 用紙は厚紙白紙とする。

裏 面

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）抜粋

第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(別記様式14 取得財産等管理台帳)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

(注2) 財産名の区分は、(ア) 事務用備品 (イ) 事業用備品 (ウ) 放射線測定機器 (エ) 無体財産権 (産業財産権等) (オ) その他

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(別記様式15 取得財産等管理明細書)

取得財産等管理明細書

区分	財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得年月日	耐用年数	保管場所	備考

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が交付要綱第23条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

(注2) 財産名の区分は、(ア) 事務用備品 (イ) 事業用備品 (ウ) 放射線測定機器 (エ) 無体財産権 (産業財産権等) (オ) その他

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記入して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記入すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記入すること。

(別記様式16 財産処分承認申請書)

番号
年月日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

平成 年度福島再生加速化交付金により取得した財産処分承認申請書

交付要綱第23条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

- ①処分する財産名等 ※取得財産等管理台帳の該当財産部分を添付のこと
- ②処分の内容(有償・無償の別も記載のこと。)及び処分予定日
- ③処分の相手方(住所、氏名又は名称、使用の目的等)

2. 処分理由